

平成30年12月21日

構成団体水道事業管理者 様
企業管理者 様

北千葉広域水道企業団
企業長 飛山 利夫

浄水発生土の放射性物質の測定結果について
北千葉広域水道企業団では、北千葉浄水場の浄水処理過程で発生する浄水発生土について放射性物質を測定しましたので、その結果についてお知らせします。

記

1 測定結果

(単位：ベクレル/kg)

採取日	項目		北千葉浄水場
12月20日	放射性ヨウ素	I-131	不検出
	放射性セシウム	Cs-134	8
		Cs-137	45
		合計	53

注) 浄水発生土とは

河川の水を浄水処理して水道水を作る際に、土砂や濁りなどを取り除きます。
この取り除いた土砂や濁りなどの泥状のものを浄水発生土といいます。

◎水道水については、平成23年3月28日以降、放射性物質は不検出の状況となっておりますので、水道水の安全性に問題はありません。

2 測定頻度

浄水発生土の放射性物質の測定は、概ね2週間に1回程度実施しその都度結果をお知らせします。

3 浄水発生土の再利用

浄水発生土については、セメント原料や路盤改良材として再利用を行っています。

【問合せ先】

技術部業務調整室 04-7159-4231